

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を 改正する法律案に対する意見書

①公取委が認定した事実を基礎付ける証拠の証明力を判断するために重要な証拠の開示を認めるべき

52条1項「公取委の認定した事実を立証する証拠」では不十分!

→公正取引委員会が収集した多数の証拠の中には、違反事実の存在を疑わせる方向で作用する証拠や評価が分かれる証拠も含まれることがあり、これらの証拠も開示されるべきである。

②閲覧を認める全証拠について謄写を認めるべき

52条1項 閲覧謄写の対象を当該当事者・その従業員の供述調書等に限定すべきでない!

→他社従業員の供述調書等も含め、閲覧を認める全証拠を謄写対象とすべき。閲覧を認めながら、謄写を認めない理由はない。

③追加の証拠開示が必要な場合、当事者は更なる証拠開示を求めることができるとの規定とすべき。

52条2項「求めることを妨げない」では、意味が曖昧!

④意見聴取期日に係る調書は、陳述の全てを記載すべき

58条1項「当事者の陳述の要旨」ではなく、原則として陳述の全てを記載すべき!

⑤意見聴取期日に係る調書及び報告書は「閲覧」のみでなく、「謄写」も可能とすべき

58条5項 被処分者が取消訴訟を提起するために検討・準備ができるようこれら調書・報告書の謄写をみとめるべき!

⑥意見聴取期日に係る調書及び報告書は係属裁判所へ送付されるべき

⑦現行の執行免除手続の規定を維持すべきである

現行の執行免除手続は、審判制度の廃止と関連するものではない。

附則16条の修正を求める

- 1) 行政調査手続(審査)の在り方
- 2) 独禁法違反行為に係る民事的救済制度の在り方
具体的な措置を含めた文言とすべきである。